

## 8. 評価

環境配慮促進法第9条第2項では、「特定事業者は、環境報告書を公表するときは、記載事項等に従ってこれを作成するように努めるほか、自ら環境報告書が記載事項等に従って作成されているかどうかについての評価を行うこと、他の者が行う環境報告書の審査を受けることその他の措置を講じることにより、環境報告書の信頼性を高めるように努めるものとする。」と定められています。

このことにより、環境報告書の信頼性を高めるために評価を実施しました。

### 評価報告書

#### 1 評価実施者

名古屋工業大学監事 小野田 誓  
同 堀 龍之

#### 2 評価実施日

平成23年9月 8日～14日

#### 3 評価の対象

名古屋工業大学環境報告書2011

#### 4 評価の方法

環境配慮促進法、同法第4条に基づく環境報告書の記載事項等(環境省)、及び環境報告ガイドライン2007(環境省)を基準として評価しました。

#### 5 評価の結果

名古屋工業大学環境報告書2011は、上記環境配慮促進法等の評価基準に基づいて作成されており、重要性がある環境情報・指標が網羅的に記載されていることや、データに信憑性が確認できたこと等から、適正であると評価しました。また、事業者の経営方針や考え方、風土や特徴を具体的かつ明瞭に反映して作成されており、さらに公表の方法等も創意工夫がなされていることから、環境報告書の内容をより理解しやすくするための改善が図られていると評価しました。

なお、より良い環境報告書を作り上げるため、さらに改善を望む点を以下に列挙します。

- (1) 「5. 取組状況」は、ガイドラインにおける「環境報告の概要」部分に該当し、年度ごとに公表される環境報告書の中核をなす部分であり、本報告書全体の過半を占めています。その中の各項目ごとに2010年度の「現状分析」と「改善への課題」が記載されていますが、「現状分析」に関してはさらなる具体的な分析が望まれます。「改善への課題」に関しては、次年度への取り組みが明文化されたので、次のプロセスとして、その達成状況を検証して次年度の環境報告書で明らかにすることを要望します。
- (2) 使用場所別かつエネルギーの種別ごとに消費量・使用量を把握・分析し、学内HPIにそのデータを掲載する等、前年に比べて更に具体的かつ詳細な分析が可能となりました。目的別の把握・分析も範囲を拡大してきており、改善を評価します。今後もさらにその対象範囲を拡大し、より正確な把握、分析に努めていただくことを期待します。

- (3) 外部資金による受託研究・共同研究に関して適正な原価計算のためのエネルギー把握が可能となるように、学科や研究分野毎の現状分析とデータの収集が可能となる学内体制作りに努めていただくことを期待します。
- (4) 本環境報告書2011がまず名古屋工業大学内部において十分活用されることを期待します。構成員がそれぞれの立場で本報告書を理解し、環境配慮に努めることが望まれます。さらに、高度の教育・研究機関として国民からの大きな期待を担う機関にふさわしい役割を十分果たせるように、そしてステークホルダーの意見を適切に反映できるように本報告書が積極的かつ広く活用され、地域における環境の維持向上に資するものとなることを期待します。

以上